

28杉並第49503号

平成28年12月15日

杉並区議会議長

井口かづ子様

杉並区長 田中



平成28年第4回杉並区議会定例会において議決された議案に係る再議について

平成28年第4回杉並区議会定例会において、平成28年12月7日に議決をしていただきました「議案第94号 杉並区立高井戸保育園の指定管理者の指定について」に関し、下記の理由により違法な議決と認められることから、地方自治法第176条第4項の規定により再議を求めます。

記

「議案第94号 杉並区立高井戸保育園の指定管理者の指定について」の審議の際、地方自治法第117条の規定に基づき議事に参与することができない者として除斥すべき議員が、除斥せずに議決が行われました。

このため、再議を求めるものです。

議決謄本

議案第94号

杉並区立高井戸保育園の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成28年11月17日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立高井戸保育園の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

杉並区立高井戸保育園

2 指定管理者の名称及び所在地

社会福祉法人 東京家庭学校

杉並区高井戸西一丁目31番3号

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

（提案理由）

杉並区立高井戸保育園に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第
6項の規定に基づき、提出するものである。

平成28年12月7日 原案可決

上記は原本と相違ないことを証明する

平成28年12月7日

杉並区議会議長 井口かつ子

